**平成２５年（フ）第３０２号**
京都市山科区栗栖野打越町５番地　シャトレ森田205号
債務者　大野木隆之
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　拓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第１３９号**
埼玉県川口市安行出羽３丁目13番１号　ファミーユ稲田201
債務者　田嶋　龍雄
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２５年（フ）第５３６号**
名古屋市東区泉１丁目10番23号　グランドメゾン泉907号
債務者　蟹江　健史
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柚原　　肇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第４２５号**
名古屋市守山区西川原町315番地　新守山住宅417号
債務者　奥本　三奈
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山谷奈津子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第５１９号**
名古屋市中村区砂田町２丁目12番地　サニーコート砂田103号
債務者　松尾　　孝
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　昌巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１０４号**
金沢市額新保２丁目106番地５
債務者　武　　貞吉
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長原　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
金沢地方裁判所

**平成２５年（フ）第２３２号**
京都府綴喜郡井手町大字井手小字宮ノ本99番地の４
債務者　辻　眞佐壽
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋口　直太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第９号**
群馬県前橋市朝倉町４丁目11番地１　メゾンはちまんやまＡ―202号
債務者　富田　智恵（旧姓天路）
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　　順
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第６６号**
愛知県一宮市光明寺字千馬54番地
債務者　青井プレスこと　青井　秀樹
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桐井　弘司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第４８号**
釧路市緑ケ岡１丁目14番2205号
債務者　ダンスショップ舞夢こと　須藤　泰宏
1　決定年月日時　平成25年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤明日佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
釧路地方裁判所

**平成２４年（フ）第５０７号**
岐阜県本巣市浅木262番地32、住民票上の住所岐阜県本巣市上真桑2258番地157
債務者　中島　健太
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
岐阜地方裁判所

**平成２５年（フ）第１０６号**
岐阜市茜部大川１丁目45番地６
債務者　岡部加代子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
岐阜地方裁判所

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２５年（フ）第１９号**
秋田県湯沢市吹張２丁目２番５号
債務者　内藤　千晶
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２５年（フ）第１０５号**
函館市深堀町16番11号　パレス深堀102
債務者　沼田　幸子
1　決定年月日時　平成25年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで
函館地方裁判所

**平成２５年（フ）第１５３号**
埼玉県飯能市大字唐竹364番地22
債務者　関口　　彰
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第１５４号**
埼玉県飯能市大字唐竹364番地22
債務者　関口美津江
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（フ）第３９号**
岡山県倉敷市連島町連島2551番地２
債務者　篠原　鶴恵
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係